

令和2年12月7日（月）

令和2年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
旅客自動車運送事業者部会
（第1回）

議 案 書

【時間】 午後2時00分から

【場所】 紀の川市役所 本庁舎4階

401会議室

目次

会議次第.....	- 1 -
報告第 1 号.....	- 2 -
資料 1 運行事業者間の乗継について.....	- 3 -
報告第 2 号.....	- 4 -
資料 2 令和 2 年度事業について.....	- 5 -
報告第 3 号.....	- 6 -
資料 3 運行継続水準の設定について.....	- 7 -
報告第 4 号.....	- 8 -
資料 4 バス停の管理について.....	- 9 -
議案第 1 号.....	- 10 -
【参考】旅客自動車運送事業者部会設置規程.....	- 11 -

出席者

所属	職名	氏名
近畿大学生物理工学部 人間環境デザイン工学科	講師	山田 崇史
和歌山バス那賀株式会社	常務取締役支配人	森川 圭治
有田交通株式会社	観光部課長	新谷 安孝
株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜
近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	(輸送監査部門) 黒坂 直樹 (企画調整部門) 原田 晋司
紀の川市企画部地域創生課	次長兼課長	栗本 宗彦
	副主査	西川 昌克
	副主査	井辺 将文

会議次第

1. 開 会
2. あ い さ つ
3. 出席者紹介
4. 報 告
 - i. 報告第1号
▼運行事業者間の乗継について
 - ii. 報告第2号
▼令和2年度事業について
 - iii. 報告第3号
▼運行継続水準の設定について
 - iv. 報告第4号
▼バス停の管理について
5. 議 事
 - i. 議案第1号
▼地域巡回バスダイヤおよび路線改正の具体案について
6. そ の 他
 - i. 今後のスケジュールについて
 - ii. 紀の川コミュニティバスの運休日設定に伴う告知等について
7. 閉 会

報告第1号

運行事業者間の乗継について

- 令和3年10月に予定している地域巡回バスダイヤおよび路線改正に伴う事業者間の通信手段について、報告する。

資料1のとおり

令和2年12月7日提出

資料 1 運行事業者間の乗継について

1. 主旨

令和 3 年 10 月に予定している地域巡回バスダイヤおよび路線改正にともない、運行事業者をまたぐ乗継の場面が増えるため、接続利便性の向上が必要となる。

遅延が生じ、乗客が乗継便への乗車を希望している場合、可能な範囲で接続を確保するために、事業者間で共通の通信手段を導入・構築する必要がある。

2. 遅延の目安

遅延については概ね 5 分以内を目安に接続を試み、それ以上の遅延については遅延の原因によって原則として次のとおり対応する。

遅延の原因	対応
i. 運行事業者の責によらない事由 例) 天災・道路渋滞により生じた遅延	代替輸送の手配および運賃は乗客の負担
ii. 運行事業者の帰責事由 例) 運行ルート逸脱や単独事故、車両故障により生じた遅延	代替輸送の手配および運賃は運行事業者が負担
iii. その他の事由	原則、代替輸送の手配および運賃は乗客の負担

3. 通信機器の導入・管理・運用

令和 3 年度予算を要求中であり、予算可決となれば、紀の川市予算から歳出予定である。

導入する機器の導入（仕様・購入方法等）・管理（維持修繕の方法等）・運用については別途協議して決める。

報告第2号

令和2年度事業について

■地域公共交通調査事業の実施状況等について、報告する。

資料2のとおり

令和2年12月7日提出

資料 2 令和 2 年度事業について

1. 主旨

令和 2 年度第 1 回協議会において、「地域公共交通調査事業の実施」として 5, 798 千円の事業費を承認いただいたところである。しかし、新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた事業が実施困難となったため、事業および事業費の変更を検討している。

2. 事業の実施状況および変更内容

当初予定していた事業	実施状況および変更内容
i. 形成計画の達成状況等の評価に係る事業 ・住民説明会の開催	・未実施 ・国庫補助対象である他の事業（OD 調査等）に変更することを検討
ii. 近畿大学と連携した調査事業 ・和歌山電鐵貴志川線における OD 調査	・実施完了

※OD調査

公共交通利用者の起点（Origin）と目的地（Destination）を把握するための調査。和歌山電鐵貴志川線で実施した調査では、同時に「利用目的」「利用している乗車券の種類」なども調査した。

報告第3号

運行継続水準の設定について

- 地域巡回バスダイヤおよび路線改正の試行運行から本格運行への移行可否判断の水準設定について、報告する。

資料3のとおり

令和2年12月7日提出

資料 3 運行継続水準の設定について

1. 主旨

地域公共交通網形成計画（p. 34）に基づき、「バス停の統廃合に関する水準」および「試行運行から本格運行への移行可否判断の水準」を設定する。

2. 運行継続水準

平成 29 年度から令和元年度の利用実績に基づき、水準を設定する。

3. 水準となる数値

別添資料 1 のとおり

4. 今後の想定スケジュール

- ・令和 3 年 2 月ころ … 協議会を開催し、本件について報告
- ・同年 5 月ころ … 部 会を開催し、具体的な水準（数値）を議案上程
- ・同年 6 月ころ … 協議会を開催し、具体的な水準（数値）を議案上程

（参考）地域公共交通網形成計画（p. 34）

○ 取組内容

- 広報紙にバスや鉄道などの情報を定期的に発信し、「利用者数の推移」、「バス停の統廃合に関する水準との差」、「試行運行から本格運行への移行可否判断の水準との差」などを市民とともにチェックし、市民の理解醸成、危機感の共有を図ります。

コミュニティバスを利用してください

問合せ先 市役所地域協働課 ☎0587(32)1146

コミュニティバスの運行を継続していくため、『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』見直しに係る基準を設定し、運行経費における利用者 1 人当たりの市負担額（下表）の基準値を 1,500 円としました。この基準値を上回る路線については、運行路線の縮小や減便などの変更を検討していきます。

平成 30 年 8 月分

路線名	利用人数	バス運行経費における 1 人当たりの市負担額
稲沢中央線 アピタ稲沢店系統	8,869 人	111 円
祖父江 ふれあいの郷系統	1,727 人	537 円
・稲沢線 地泉院系統	1,901 人	496 円
下津・大里東線	892 人	1,009 円
大里西線	818 人	1,073 円
千代田線	1,163 人	778 円
平和線	516 人	2,039 円

出典：広報いなざわ（H30.6 号）

図. 広報紙に目標値と実績を発信している例（愛知県稲沢市）

報告第4号

バス停の管理について

- 地域巡回バスダイヤおよび路線改正にともない、乗継拠点となるバス停の管理方法の変更について、報告する。

資料4のとおり

令和2年12月7日提出

資料 4 バス停の管理について

1. 主旨

貴志駅や貴志川支所など、一部のバス停において複数の交通事業者がバス停を設置しており、利用者にとって分かりにくい状況となっている。

地域巡回バスダイヤおよび路線改正にともない、こうしたバス停がさらに増える見込みであるため、複数の交通事業者が関わる地点を、市が管理することを検討している。

2. 複数の交通事業者が関わる地点一覧

複数の交通事業者が関わる地点（予定）	関連する運行事業者（予定）
オーストリート	和歌山バス那賀、有交紀北
貴志川支所	和歌山バス那賀、有田交通、有交紀北
貴志駅	和歌山バス那賀、有田交通、有交紀北
消防器具庫前	有田交通、有交紀北
山口団地	有田交通、有交紀北
ショッピングタウン前	和歌山バス那賀、有田交通
貴志川大橋東詰	和歌山バス那賀、有田交通
三船神社前	和歌山バス那賀、有交紀北
北神田	和歌山バス那賀、有交紀北
桃山支所	和歌山バス那賀、有交紀北
市場	和歌山バス那賀、有交紀北
段	和歌山バス那賀、有交紀北

※現時点での予定のため、変更の可能性があります。

議案第1号

地域巡回バスダイヤおよび路線改正の具体案について

■地域巡回バスのダイヤおよび路線改正の具体案について、承認を求める。

別添資料2のとおり

令和2年12月7日提出

【参考】旅客自動車運送事業者部会設置規程

制定 令和2年7月13日

(設置)

第1条 この規程は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、旅客自動車運送事業者部会（以下「部会」という。）を設置し、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、規約第3条各号に掲げる事項で紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会長（以下「会長」という。）から指示のあった事項について、専門的な調査、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 部会は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の委員の中から、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第2号ハに掲げる公共交通事業者
 - (2) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
 - (3) 学識経験者
- 2 会長が必要と認める場合は、部会以外の者を出席させることができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長1名を置く。

- 2 部会長は、部会員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第6条 部会員が会議に出席したときの報酬は、規約第17条の例による。

(事務局)

第7条 部会の業務を処理するための事務局は、規約第14条に規定する事務局が当たる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年7月13日から施行する。